

保健より

登園時の健康確認

健康状態は、熱の有無だけで判断できるものではありません。

お子様が集団生活を送るに支障がない健康状態かどうかを総合的に判断しましょう。

登園時に全身状態を確認し、保育困難と判断した場合はお休みいただくか、または医療機関受診後の登園をお願いすることがあります。(下痢、嘔吐、目やに、目の充血など)

解熱剤を服用させて無理な登園をさせるなどの行為はお控え下さい。

発熱時のご連絡について

登園後に容体が悪化した場合は、緊急連絡票に従ってご連絡致します。発熱の場合は37.5℃またはお子様の平熱などを目安とし、そのほかの健康状態も含め、集団生活の継続が困難と判断した場合、お電話でご連絡致します。その後も引き続き、園で容体の変化を見守り38℃を目安に再度ご連絡致します。その際はできるだけ早いお迎えとその後の受診をお願い致します。ご両親いずれかが速やかにお迎え対応する事が困難な場合、ご親族へのご協力を得られるようにしておく事をお勧め致します。

また、解熱後は24時間以上が経過した後、登園をお願いします。

呼吸器症状、嘔吐や下痢などの症状がある場合にも同様にお迎えをお願いすることがあります。

園で受診させる場合

原則、保育中の怪我については保護者に受診をお願いしています。

大きな怪我など緊急を要する場合は、保護者へ連絡後、園の職員が付き添い医療機関を受診することがあります。また、連絡が取れない場合や、直ぐにお迎えに来られず容体が悪化した場合などにも、当園の判断で受診させることがあります。アレルギー等で使用できない薬品がある場合、事前にお伝えください。また、医師の判断によりレントゲン撮影をすることもありますので予めご了承ください。

病中・病後の回復期

回復期にあって未だ集団保育が困難な場合で、かつご両親またはご親族の方などによる家庭保育が困難な場合に保育を希望される方へ、病児・病後児保育室をご紹介致します。

予防接種

インフルエンザ等、予防接種は積極的に受けていただくようお願い申し上げます。

感染症に罹った場合、重篤になる可能性を防ぐことができます。

予約の際には、午後の接種やお休みを利用しての接種にご協力ください。接種後の登園はお控え下さい。集団生活においては互いへの配慮にもなりますので、ご理解ご協力をお願い致します。

早期治療

感染症は早期発見、早期治療が重篤にしない一番の方法です。

園とご家庭とで連携し、お子様の体調の変化の際には情報を交換させて頂き、早期治療に心掛けましょう。

薬の預かりについて

薬は原則としてお預かりしない方針ですが、医師の指示に基づき、園生活中に服用の必要性ありと園が認めた場合のみ、保護者の責任においてお預かりし、看護師または保育士が保護者に代わってお薬を与えます。

(感染症の回復期などは認められません)

- ① 薬は、担当医師が処方したものに限りです。(市販薬はお預かり致しません)
- ② ご家庭において保護者が与えたことのある薬に限りです。
- ③ お薬は必ず1回分のみお持ち下さい。シロップ等は別容器に1回分を移してお持ちください。
- ④ **【くすり連絡表】**に必要事項を記入の上、1回分の薬と一緒に担任へ直接手渡してください。

※上記内容が満たされない場合は、お薬を与える事ができませんのでご了承ください。

その他

- ・座薬のお預かりは原則致しません。
- ・発作などの状況判断が必要な場合は、その都度保護者へご連絡しお薬を与えるかどうかを判断して頂きます。

くすり連絡表 (見本)

くすり連絡表	
お子様の氏名	_____ 歳 _____ 月
病院名	_____
① 持参した薬は	_____ 年 _____ 月 _____ 日に処方された _____ 日分 のうちの 1 回分 です。
使用日時	_____ 月 _____ 日
	・昼食前 ・昼食後 その他 (_____)
② 薬の剤型 (該当するものを○で囲む)	粉 ・ シロップ ・ 外用薬 ・ その他 (_____)
③ 薬の内容 (該当するものを○で囲む)	・ 抗生物質 ・ 咳止め ・ 鼻水止め ・ 下痢止め ・ 吐き気止め ・ 風邪薬 ・ 外用薬 (_____) ・ その他 (_____)
④ 備考・症状	_____
一度、服用したことのある薬です	保護者サイン _____
受領者サイン (_____)	与薬者サイン (_____)

※受診時には、お子様が保育園に通っていることを医師に告げ、朝と晩2回または朝・夕・就寝前の3回の処方が可能かをご相談下さい。

感染症について

園内で感染症が発生した場合は速やかに掲示板でお知らせ致します。

ウィズチャイルドでは、集団感染予防を徹底する為、厚生労働省のガイドライン等に基づき提出が義務付けられている『登園許可書』に加えて、義務化されていない感染症についても『登園届』を導入しています。『登園届』は園と保護者が意識を共有し、協力して集団感染を防ぐために活用するものです。

『登園許可書』は医師による記入、『登園届』は医師の診断のもと保護者が記入する書式となっています。感染症に罹った場合やその疑いがある場合は、直ちに受診していただき、速やかに園にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以下、対象となる感染症についてご確認ください。

医師が登園許可書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から後7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	おう吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	咳やゼロゼロなどの呼吸器症状のある間	咳やゼロゼロなどの呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱後 1 日以上経過し全身状態が良いこと (発しんが出ている間は、かなり機嫌が悪い)
インフルエンザ	症状がある期間(発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ熱が下がった後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (一) としている。

※『登園許可書』『登園届』はホームページからダウンロードできるほか、園でも配布しています。

※感染症の診断の有無に関わらず、お子様が日常的な集団保育生活において心身共に支障をきたす場合は、なるべくご家庭での保育をしていただく様お願い致します。また、園内での感染症流行時や、上記にはない「とびひ」や「頭ジラミ」などの感染力の強い疾患においても、園の判断により登園を控えていただく場合がありますのでご了承ください。

※感染症が拡大すると場合によっては休園することもあります。集団生活は互いの配慮あってこそ成り立つものです。感染症の流行る時期には、手洗いうがいなどの基礎的な健康管理をみんなで心掛けましょう。感染拡大への予防意識をひとりひとりが強く持つことで集団感染は最小限に防げます。

以上、集団生活における安全管理上の園の対応についてご理解ご協力をお願い申し上げます。